



日田市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第14項の規定により、財政援助団体監査の結果
に対する措置について次のとおり公表する。

監 査 対 象 : 隈まちづくりセンター管理運営協議会（都市整備課所管）
措置の内容 : 別紙のとおり

令和6年1月17日

日田市監査委員	小ケ内 聡行
同	梅原 竜也

財政援助団体監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容								
【限まちづくりセンター管理運営協議会（都市整備課）】 ○指定管理の危機管理対応について 限まちづくりセンターの管理運営に関しては、限まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例、管理に関する基本協定書及び管理業務仕様書に基づき行われている。 管理業務の執行状況を確認したところ、限まちづくりセンター管理業務仕様書にある災害時の対応について、訓練の実施及び報告がなされていなかった。 基本協定書及び仕様書は、施設の適正な管理運営のために必要なことを定め、双方が確認している重要なものである。コロナ禍で通常運営ができない状況であったこととは考えるが、指定管理を委託するうえでの必要な業務については、所管課にて把握し指導を行われたい。	【限まちづくりセンター管理運営協議会（都市整備課）】 指定管理の危機管理対応については、当課及び指定管理者との仕様書の確認不足により、災害時対応としての訓練の実施及び報告が行われておりませんでした。 施設の適正な危機管理対応を図るため、直ちに指定管理者と基本協定書及び仕様書の内容を再確認し、早急な訓練の実施及び報告を行うよう指導致します。 限まちづくりセンター管理業務仕様書 8－(1)－イに基づく災害時対応訓練（今後の予定） <table border="1" data-bbox="842 1070 1410 1585"> <thead> <tr> <th>実施時期 （予定）</th><th>実施内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 6 年 1 月下旬</td><td>・ 基本協定書、仕様書及び緊急時対応マニュアルの再確認 ・ 訓練の実施方法の検討</td></tr> <tr> <td>R 6 年 2 月中旬</td><td>・ 訓練の実施</td></tr> <tr> <td>R 6 年 2 月下旬</td><td>・ 報告書の提出</td></tr> </tbody> </table>	実施時期 （予定）	実施内容	R 6 年 1 月下旬	・ 基本協定書、仕様書及び緊急時対応マニュアルの再確認 ・ 訓練の実施方法の検討	R 6 年 2 月中旬	・ 訓練の実施	R 6 年 2 月下旬	・ 報告書の提出
実施時期 （予定）	実施内容								
R 6 年 1 月下旬	・ 基本協定書、仕様書及び緊急時対応マニュアルの再確認 ・ 訓練の実施方法の検討								
R 6 年 2 月中旬	・ 訓練の実施								
R 6 年 2 月下旬	・ 報告書の提出								